

# 兵庫県公報

令和3年10月22日 金曜日 第253号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○ 県営土地改良事業の工事の完了（農地整備課）	2
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	5
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	5
○ 同 上（同）	6
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	6
○ 同 上（同）	6
○ 道路の区域の変更（同）	7
<b>公 告</b>	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	7
○ 同 上（同）	8
○ 入札公告（西播磨県民局）	9
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	13
○ 落札者等の公示（県立障害者高等技術専門学院）	15
<b>病院局公告</b>	
○ 入札公告	16
<b>収用委員会告示</b>	
○ 収用又は使用の裁決手続開始決定	18
○ 同 上	21
<b>教育委員会公告</b>	
○ 落札者等の公示（県立姫路工業高等学校）	27
○ 同 上（同）	27
<b>公安委員会規則</b>	
○ 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	27
<b>正 誤</b>	
○ 令和3年8月27日付け兵庫県公報第237号中	28

## 公布された法令のあらまし

### ◎兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（公安委員会規則第12号）

児童虐待を受けた児童の一時保護等のため使用中の車両を駐車禁止除外指定車標章を車両の前面の見やすい箇所に掲示していることにより公安委員会の交通規制の対象から除く車両に加えること、道路交通法第45条第1項又は第49条の5の規定による警察署長の駐車許可の申請の手続を見直し、申請者の利便の向上と業務の合理化を図ること等に伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第1111号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の県営土地改良事業の工事は、完了した。

令和3年10月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名 (工区名)	地域名	工事着手 年月日	工事完了 年月日	備考 (事業内容)
農村地域防災減災事業	秋谷池	西脇市黒田庄町喜多	平成28.10.19	平成31.3.29	ため池1カ所
同上	西木谷池	同 市出会町木谷山	平成29.3.10	平成31.3.29	同上
同上	御坂皿池	三木市志染町御坂	平成29.3.27	令和3.2.26	同上
同上	戸田南	同 市志染町戸田	平成29.3.27	令和元.12.27	ため池2カ所
同上	安福田白池	同 市志染町安福田	平成29.3.22	令和3.2.26	ため池1カ所
同上	上南七廻池	同 市細川町瑞穂	平成30.3.27	令和3.1.29	同上
同上	岩倉中池	小野市来住町岩倉	平成29.9.19	平成31.2.15	同上
農業用河川工作物応急対策事業	鼎	加古川市志方町志方町	平成29.3.29	令和元.8.30	頭首工
農業用河川工作物等応急対策事業	実楽井堰	三木市吉川町実楽	平成30.11.6	令和元.6.21	同上

兵庫県告示第1112号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年10月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市野垣字深谷416
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第1113号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年10月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市日高町頃垣字御中門北平18の1、字御中門北平西19の1
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1114号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年10月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市但東町南尾字久保井27の2、28の1
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1115号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年10月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市但東町坂野字湯船44の25、538の1、字買谷61、但東町中山字奥山157
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1116号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年10月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市但東町西谷字瀧ノ谷118の15、119の3
  - 2 指定の目的  
水源の涵養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1117号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年10月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市中郷字コウロキ60の1から60の3まで、61から65まで、66の1から66の4まで、67の1から67の6まで、68から71まで、72の1から72の3まで
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字コウロキ63、60の2・60の3・62・64・72の1・72の2（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森

づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1118号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年10月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市但東町薬王寺字出尾37の6から37の9まで、346、349、350、350の1から350の3まで、351、37の10（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字出尾350、351、37の6・37の7・37の9・37の10・346・349・350の1（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1119号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年10月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
生穂区域	総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業	令和3年9月9日
沼島区域	総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業	同 上



兵庫県告示第1120号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年10月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類

公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）

2 作業期間

令和3年3月25日から同年4月26日まで

3 作業地域

西宮市青葉台地内



兵庫県告示第1121号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年10月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（4級基準点の復旧測量（再設））

2 作業期間

令和3年5月17日から同年7月31日まで

3 作業地域

西宮市甲陽園山王町地内



兵庫県告示第1122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和3年10月22日から供用を開始する。

その関係図面は、令和3年10月22日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年10月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 尼崎宝塚線	伊丹市山田五丁目331番7から 同市山田五丁目453番まで	旧	11.0から 16.0まで	299.0	
	伊丹市山田五丁目331番4から 同市山田五丁目73番まで	新	20.0から 20.0まで	299.0	



兵庫県告示第1123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和3年10月22日から供用を開始する。

その関係図面は、令和3年10月22日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年10月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

県道 姫路上郡線	姫路市太市中字高田737番から 同市太市中字高田739番2まで	旧	6.0から 6.0まで	25.0
		新	9.0から 11.0まで	25.0



**兵庫県告示第1124号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、令和3年10月22日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 令和3年10月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 三田後川上線	三田市大原字上野ヶ原1323番24から 同市志手原字滴谷736番3まで	旧	5.0から 15.0まで	1,092.0	
		新	5.0から 15.0まで 10.0から 45.0まで	1,092.0 1,069.0	予定地

**公 告**

**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和3年10月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ライフガーデン潮芦屋（北敷地）  
 所在地 芦屋市海洋町4-9ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 住所 代表者の氏名  
 東京センチュリー株式会社 東京都千代田区神田練堀町3番地 野上 誠
- 3 変更事項  
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (i) 変更前
 

名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルハチ	神戸市灘区水道筋二丁目6番地	栗花正雄
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	松本忠久
株式会社ベクトル	岡山市北区磨屋町1番1号	村川智博

- (2) 変更後
- |             |                    |        |
|-------------|--------------------|--------|
| 名称          | 住所                 | 代表者の氏名 |
| 株式会社マルハチ    | 神戸市中央区大日通一丁目2番18号  | 栗花正雄   |
| ウエルシア薬局株式会社 | 東京都千代田区外神田二丁目2番15号 | 松本忠久   |
| 株式会社テイツー    | 岡山市北区今村650番111     | 藤原克治   |
- 4 変更年月日  
令和2年11月1日ほか
- 5 届出年月日  
令和3年10月1日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間  
令和3年10月22日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限  
令和4年2月22日
- (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和3年10月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 ライフガーデン潮芦屋（南敷地）  
所在地 芦屋市海洋町4-10ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- |              |                 |        |
|--------------|-----------------|--------|
| 名称           | 住所              | 代表者の氏名 |
| 東京センチュリー株式会社 | 東京都千代田区神田練塀町3番地 | 野上誠    |
- 3 変更事項
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (1) 変更前
- |                 |                   |        |
|-----------------|-------------------|--------|
| 名称              | 住所                | 代表者の氏名 |
| 株式会社フジ・コーポレーション | 宮城県富谷市成田一丁目7番1号   | 遠藤文樹   |
| 革工房おおがき株式会社     | 尼崎市南武庫之荘八丁目29番21号 | 大垣佳史   |
- (2) 変更後
- |                 |                   |        |
|-----------------|-------------------|--------|
| 名称              | 住所                | 代表者の氏名 |
| 株式会社フジ・コーポレーション | 宮城県富谷市成田一丁目7番1号   | 遠藤文樹   |
| 革工房おおがき株式会社     | 尼崎市南武庫之荘八丁目29番21号 | 大垣佳史   |
| コーナン商事株式会社      | 堺市西区鳳東町四丁401番地1   | 疋田直太郎  |
- 4 変更年月日  
令和3年8月18日
- 5 届出年月日

令和3年10月1日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和3年10月22日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和4年2月22日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和3年10月22日

契約担当者

西播磨県民局長 渡瀬 康 英

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

(国) 179号外凍結防止剤購入(塩化ナトリウム・塩化マグネシウム混合500キログラム袋入・単価契約)  
予定数量1,200袋(600トン)

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納期

契約担当者が仕様書等で指定する期日

(4) 納入場所

契約担当者が仕様書等で指定する場所

(5) 入札方法

上記(1)の物品の単価(500キログラム袋入り1袋当たりの単価。消費税及び地方消費税相当額を含まない。)について入札に付する。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 交付期間

令和3年10月22日(金)から同月28日(木)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで(正

午から午後1時までを除く。)

(2) 交付場所

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25

兵庫県西播磨県民局総務企画室総務防災課(財務担当)担当 中田

電話(0791)58-2108 FAX(0791)58-2161

4 入札参加申込書及び入札書の提出期間

(1) 入札参加申込書の提出期間

令和3年10月22日(金)から同月28日(木)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

(3) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和3年11月8日(月)午前10時

場所 兵庫県西播磨総合庁舎 2階第1会議室(赤穂郡上郡町光都2-25)

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和3年11月5日(金)午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の金額を、令和3年11月5日(金)午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国(公社・公団を含む。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。保険期間は本件入札の参加申込後で、令和3年11月5日(金)以前の任意の日を開始日とし、同月15日(月)以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、入札金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の金額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国(公社・公団を含む。)、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

ウ 契約金額が200万円以下であるとき。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和3年11月15日(月)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。  
なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名があること。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否  
要作成
- (7) 落札者の決定方法  
入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他  
詳細は、入札説明書による。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和3年10月22日

契約担当者

西播磨県民局長 渡瀬 康 英

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

(国) 179号外凍結防止剤購入（塩化ナトリウム500キログラム袋入・単価契約） 予定数量520袋（260トン）

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納期

契約担当者が仕様書等で指定する期日

(4) 納入場所

契約担当者が仕様書等で指定する場所

(5) 入札方法

上記(1)の物品の単価（500キログラム袋入り1袋当たりの単価。消費税及び地方消費税相当額を含まない。）について入札に付する。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225

号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

### 3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

#### (1) 交付期間

令和3年10月22日(金)から同月28日(木)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

#### (2) 交付場所

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25

兵庫県西播磨県民局総務企画室総務防災課(財務担当)担当 中田

電話(0791)58-2108 FAX(0791)58-2161

### 4 入札参加申込書及び入札書の提出期間

#### (1) 入札参加申込書の提出期間

令和3年10月22日(金)から同月28日(木)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

#### (2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

#### (3) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和3年11月8日(月)午前10時15分

場所 兵庫県西播磨総合庁舎 2階第1会議室(赤穂郡上郡町光都2-25)

#### (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和3年11月5日(金)午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

### 5 その他

#### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の金額を、令和3年11月5日(金)午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国(公社・公団を含む。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。保険期間は本件入札の参加申込後で、令和3年11月5日(金)以前の任意の日を開始日とし、同月15日(月)以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、入札金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

#### (3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の金額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国(公社・公団を含む。)、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

ウ 契約金額が200万円以下であるとき。

## (4) 入札に関する条件

- ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
- イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和3年11月15日（月）までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。  
なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名があること。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (イ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

## (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (6) 契約書作成の要否

要作成

## (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) その他

詳細は、入札説明書による。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和3年10月22日

契約担当者

西播磨県民局長 渡瀬 康 英

## 1 調達内容

## (1) 調達物品及び数量

(国) 179号外凍結防止剤購入（塩化マグネシウム25キログラム袋入・単価契約） 予定数量1,520袋（38トン）

## (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

## (3) 納期

契約担当者が仕様書等で指定する期日

## (4) 納入場所

契約担当者が仕様書等で指定する場所

## (5) 入札方法

上記(1)の物品の単価（25キログラム袋入り1袋当たりの単価。消費税及び地方消費税相当額を含まない。）について入札に付する。

## 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
  - (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - (5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。
- 3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所
- (1) 交付期間  
令和3年10月22日（金）から同月28日（木）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
  - (2) 交付場所  
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25  
兵庫県西播磨県民局総務企画室総務防災課（財務担当）担当 中田  
電話（0791）58-2108 F A X（0791）58-2161
- 4 入札参加申込書及び入札書の提出期間
- (1) 入札参加申込書の提出期間  
令和3年10月22日（金）から同月28日（木）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
  - (2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先  
前記3(2)に同じ。
  - (3) 入札・開札の日時及び場所  
日時 令和3年11月8日（月）午前10時30分  
場所 兵庫県西播磨総合庁舎 2階第1会議室（赤穂郡上郡町光都2-25）
  - (4) 入札書の提出期限  
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和3年11月5日（金）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。
- 5 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金  
入札金額の100分の5以上の金額を、令和3年11月5日（金）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。  
ア 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。  
イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。保険期間は本件入札の参加申込後で、令和3年11月5日（金）以前の任意の日を開始日とし、同月15日（月）以降の任意の日を終了日とすること。  
入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、入札金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。
  - (3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の金額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

ウ 契約金額が200万円以下であるとき。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和3年11月15日（月）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

~~~~~

### 落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年10月22日

契約担当者

兵庫県立障害者高等技術専門学院 学院長 木下隆之

1 落札に係る物品の名称及び数量

ビジネス事務科訓練用パーソナルコンピューターシステム購入 1式

2 契約に係る事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県立障害者高等技術専門学院 神戸市西区曙町1070

3 落札者を決定した日

令和3年10月8日

4 落札者の名称及び住所

株式会社フューチャーイン関西支店 神戸市中央区京町74 京町74番ビル9F

- 5 落札金額（税抜）  
6,120,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和3年9月14日

## 病 院 局 公 告

### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和3年10月22日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

#### 1 調達内容

- (1) 購入物品及び数量  
一般撮影装置
- (2) 購入物品の特質等  
購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限  
令和4年3月31日（木）
- (4) 納入場所  
県立西宮病院  
西宮市六湛寺町13-9
- (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができる者と認められた者であること。
- (6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。

#### 3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県病院局経営課業務班  
電話（078）341-7711 内線3476
- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間  
令和3年10月22日（金）から同年11月8日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札参加申込書の受付期間

上記(2)と同じ。

(4) 入札・開札の日時及び場所

令和3年12月1日（水）10時 兵庫県庁西館1階小入札室

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和3年11月30日（火）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和3年11月30日（火）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。なお、病院局会計規程（平成14年病院局管理規程第17号）第78条第1項第3号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。なお、病院局会計規程第95条第1項第3号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類（入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にとっては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料）を令和3年11月8日（月）午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和3年12月1日（水）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

## (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (7) 契約書作成の要否

要作成

## (8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

## (1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr. SUGIMURA, Superintendent of the Prefectural Hospitals Agency

## (2) Nature and quantity of the product to be purchased:

X-ray system, 1set

## (3) Delivery period:

March 31, 2022

## (4) Delivery place:

Hyogo prefectural Nishinomiya Hospital

## (5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 November 8, 2021

## (6) Deadline for tender:

17:00 November 30, 2021 by mail

10:00 December 1, 2021 by direct delivery

## (7) Contact point for the notice:

Administration Division, Hyogo Prefectural Hospitals Agency,

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 3476

## 収用委員会告示

## 兵庫県収用委員会告示第4号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用又は使用の裁決手続の開始を決定した。

令和3年10月22日

兵庫県収用委員会

会長 山田 誠 一

## 1 起業者の名称

国土交通大臣

## 2 事業の種類

一般国道483号新設工事（北近畿豊岡自動車道「豊岡道路」）

## 3 裁決手続の開始を決定した年月日

令和3年10月11日

4 裁決手続の開始を決定した土地の所在等

裁決手続の開始を決定した土地										
所在	地番	地目	公簿地積	実測地積	収用に係る面積	使用に係る面積	土地所有者		土地に関して権利を有する関係人	
							氏名	住所	氏名	住所
豊岡市上佐野 字長尾谷	不明 ただし、 418番の一部又は 417番の全部若しくは 一部(ない場合 を含む)		㎡ —	㎡ 676.63 (注1)	㎡ 240.68 (注2)	㎡ 5.75 (注3)	不明 ただし 左記地番の土地所有者の氏名及び住所	なし	—	—
	417番	墓地	㎡ 19	境界が不明 のため面積 は不明	—	—	福田 昌弘 ただし、土地 登記簿(表題 部)上の名義 人 福田 繁太郎 不明 ただし、最後の本籍地 兵庫県城崎郡田鶴野村ノ内 下鶴井村21番屋敷	なし	—	—
	418番	原野	㎡ 185	境界が不明 のため面積 は不明	—	—	保田 とよ ただし、土地 登記簿上の名 義人 保田 育宏	なし	—	—

(注1) 実測地積は全体面積。ただし、現地において各筆の境界が未確定のため、各筆毎の面積は不明。  
 (注2) 収用しようとする土地の全体面積。ただし、現地において各筆の境界が未確定のため、各筆毎の面積は不明。  
 (注3) 収用しようとする土地の区域は、別添図面表示の②、⑥、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分である。  
 使用しようとする土地の全体面積。ただし、現地において各筆の境界が未確定のため、各筆毎の面積は不明。  
 使用しようとする土地の区域は、別添図面表示の㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分である。

【別添図面】

実測平面図 縮尺1/500

土地の所在 豊岡市上佐野字長尾谷  
地番 417番+418番

\*ア、イ、ウ及び417+418(H27裁決)は、417番と418番で構成される土地であるが、それぞれの境界は不明。  
なお閉鎖公園によれば、417番は418番の内側にあり、418番以外の土地とは接していない。

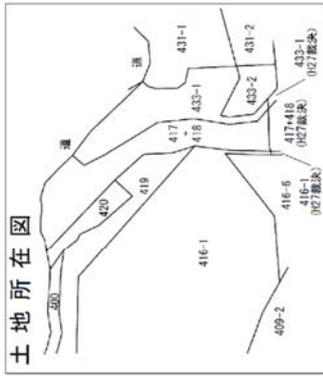
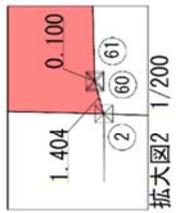


Table with columns: 地番区分(別添図), 測点, 測点座標(X, Y), 面積, 備考. It lists data for parcels 417 and 418, including specific measurement points and their coordinates.



基準点座標一覧表

Table with columns: 測点名, X座標, Y座標, 標高. It lists the coordinates and elevations of various benchmark points used in the survey.

Table with columns: 記号, 標識, フォトステック杭, 基準点. It defines the symbols used in the survey diagrams.

(※1) 416-1 (H27裁決) は、裁決書 (平成27年8月31日、平成26年度(権)第5号(明)第5号) により起業者国土交通大臣が  
取用した土地をいう。  
(※2) 417+418 (H27裁決) は、裁決書 (平成27年10月26日、平成26年度(権)第4号(明)第4号) 及び更正決定書 (平成27年  
12月7日、平成26年度(権)第4号(明)第4号) により起業者国土交通大臣が取用した土地をいう。  
(※3) 433-1 (H27裁決) は、裁決書 (平成27年8月31日、平成26年度(権)第6号(明)第6号) により起業者国土交通大臣が  
取用した土地をいう。



**兵庫県収用委員会告示第5号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用又は使用の裁決手続の開始を決定した。

令和3年10月22日

兵庫県収用委員会

会長 山田 誠一

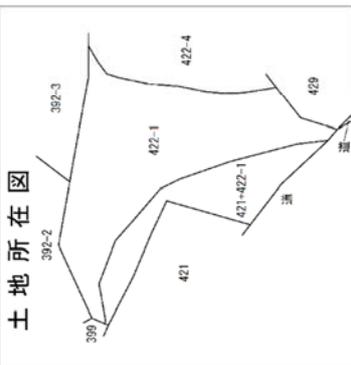
- 1 起業者の名称  
国土交通大臣
- 2 事業の種類  
一般国道483号新設工事（北近畿豊岡自動車道「豊岡道路」）
- 3 裁決手続の開始を決定した年月日  
令和3年10月11日

4 裁決手続の開始を決定した土地の所在等

裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者			土地に関して権利を有する関係人		
所在	地番	地目	公簿地積	実測地積	収用に係る面積	使用に係る面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
豊岡市上佐野 字長尾谷	422番1	山林	168	1,084.98 (注1)	726.42 (注2)	15.87 (注3)	蕪木 美三子	豊岡市上佐野243番地	なし	—	—
	不明 ただし、 422番1の一部又は 421番の一部 (ない場合を含む)	—	—	383.79 (注4)	39.69 (注5)	9.37 (注6)	不明 ただし 左記地番の土地所有者の氏名及び住所	—	なし	—	—
豊岡市上佐野	421番	原野	426	境界が不明 のため面積 は不明	—	—	保田 とよ ただし、土地登記簿上の名義人 保田 晋宏	豊岡市上佐野194番地	なし	—	—
	422番1	山林	168	境界が不明 のため面積 は不明	—	—	蕪木 美三子	豊岡市上佐野243番地	なし	—	—

- (注1) 土地所有者蕪木美三子が主張した境界に基づき、起業者が閉鎖公園等の公的資料及び現地地形等の確認をした事実をもって422番1であると判断した範囲であり、別添図面1表示の㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿及び①の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分。ただし、道との境界は、平成元年3月24日起業者兵庫県による主要地方道但馬空港線の用地境界確認書を基に作成。
- (注2) 収用しようとする土地の全体面積。ただし、現地において各筆の境界が未確定のため、各筆毎の面積は不明。
- (注3) 収用しようとする土地の区域は、別添図面1表示の㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿及び①の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分。
- (注4) 使用しようとする土地の全体面積。ただし、現地において各筆の境界が未確定のため、各筆毎の面積は不明。
- (注5) 使用しようとする土地の区域は、別添図面1表示の㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿及び①の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分。
- (注6) 現地において421番と422番1の境界は不明。ただし、421番と422番1との境界は、422番1の土地所有者蕪木美三子及び399番の土地所有者の主張に基づき作成。
- (注7) 道との境界は、平成元年3月24日起業者兵庫県による主要地方道但馬空港線の用地境界確認書を基に作成。
- (注8) 収用しようとする土地の区域は、別添図面2表示の㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿及び①の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分。
- (注9) 使用しようとする土地の区域は、別添図面2表示の㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿及び①の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分。

【別添図面1】



**実測平面図1** 縮尺1/500  
 土地の所在 豊岡市上佐野字長尾谷  
 地番 422番1

◎ EBE8-23-2

◎ EBE841-1

◎ EBE841-2

◎ HKT.1

◎ HKT.2

◎ HKT.3

◎ HKT.4

◎ HKT.5

◎ HKT.6

◎ HKT.7

◎ HKT.8

◎ HKT.9

◎ HKT.10

◎ HKT.11

◎ HKT.12

◎ HKT.13

◎ HKT.14

◎ HKT.15

◎ HKT.16

◎ HKT.17

◎ HKT.18

◎ HKT.19

◎ HKT.20

◎ HKT.21

◎ HKT.22

◎ HKT.23

◎ HKT.24

◎ HKT.25

◎ HKT.26

◎ HKT.27

◎ HKT.28

◎ HKT.29

◎ HKT.30

◎ HKT.31

◎ HKT.32

◎ HKT.33

◎ HKT.34

◎ HKT.35

◎ HKT.36

◎ HKT.37

◎ HKT.38

◎ HKT.39

◎ HKT.40

◎ HKT.41

◎ HKT.42

◎ HKT.43

◎ HKT.44

◎ HKT.45

◎ HKT.46

◎ HKT.47

◎ HKT.48

◎ HKT.49

◎ HKT.50

◎ HKT.51

◎ HKT.52

◎ HKT.53

◎ HKT.54

◎ HKT.55

◎ HKT.56

◎ HKT.57

◎ HKT.58

◎ HKT.59

◎ HKT.60

◎ HKT.61

◎ HKT.62

◎ HKT.63

◎ HKT.64

◎ HKT.65

◎ HKT.66

◎ HKT.67

◎ HKT.68

◎ HKT.69

◎ HKT.70

◎ HKT.71

◎ HKT.72

◎ HKT.73

◎ HKT.74

◎ HKT.75

◎ HKT.76

◎ HKT.77

◎ HKT.78

◎ HKT.79

◎ HKT.80

◎ HKT.81

◎ HKT.82

◎ HKT.83

◎ HKT.84

◎ HKT.85

◎ HKT.86

◎ HKT.87

◎ HKT.88

◎ HKT.89

◎ HKT.90

◎ HKT.91

◎ HKT.92

◎ HKT.93

◎ HKT.94

◎ HKT.95

◎ HKT.96

◎ HKT.97

◎ HKT.98

◎ HKT.99

◎ HKT.100

◎ HKT.101

◎ HKT.102

◎ HKT.103

◎ HKT.104

◎ HKT.105

◎ HKT.106

◎ HKT.107

◎ HKT.108

◎ HKT.109

◎ HKT.110

◎ HKT.111

◎ HKT.112

◎ HKT.113

◎ HKT.114

◎ HKT.115

◎ HKT.116

◎ HKT.117

◎ HKT.118

◎ HKT.119

◎ HKT.120

◎ HKT.121

◎ HKT.122

◎ HKT.123

◎ HKT.124

◎ HKT.125

◎ HKT.126

◎ HKT.127

◎ HKT.128

◎ HKT.129

◎ HKT.130

◎ HKT.131

◎ HKT.132

◎ HKT.133

◎ HKT.134

◎ HKT.135

◎ HKT.136

◎ HKT.137

◎ HKT.138

◎ HKT.139

◎ HKT.140

◎ HKT.141

◎ HKT.142

◎ HKT.143

◎ HKT.144

◎ HKT.145

◎ HKT.146

◎ HKT.147

◎ HKT.148

◎ HKT.149

◎ HKT.150

◎ HKT.151

◎ HKT.152

◎ HKT.153

◎ HKT.154

◎ HKT.155

◎ HKT.156

◎ HKT.157

◎ HKT.158

◎ HKT.159

◎ HKT.160

◎ HKT.161

◎ HKT.162

◎ HKT.163

◎ HKT.164

◎ HKT.165

◎ HKT.166

◎ HKT.167

◎ HKT.168

◎ HKT.169

◎ HKT.170

◎ HKT.171

◎ HKT.172

◎ HKT.173

◎ HKT.174

◎ HKT.175

◎ HKT.176

◎ HKT.177

◎ HKT.178

◎ HKT.179

◎ HKT.180

◎ HKT.181

◎ HKT.182

◎ HKT.183

◎ HKT.184

◎ HKT.185

◎ HKT.186

◎ HKT.187

◎ HKT.188

◎ HKT.189

◎ HKT.190

◎ HKT.191

◎ HKT.192

◎ HKT.193

◎ HKT.194

◎ HKT.195

◎ HKT.196

◎ HKT.197

◎ HKT.198

◎ HKT.199

◎ HKT.200

◎ HKT.201

◎ HKT.202

◎ HKT.203

◎ HKT.204

◎ HKT.205

◎ HKT.206

◎ HKT.207

◎ HKT.208

◎ HKT.209

◎ HKT.210

◎ HKT.211

◎ HKT.212

◎ HKT.213

◎ HKT.214

◎ HKT.215

◎ HKT.216

◎ HKT.217

◎ HKT.218

◎ HKT.219

◎ HKT.220

◎ HKT.221

◎ HKT.222

◎ HKT.223

◎ HKT.224

◎ HKT.225

◎ HKT.226

◎ HKT.227

◎ HKT.228

◎ HKT.229

◎ HKT.230

◎ HKT.231

◎ HKT.232

◎ HKT.233

◎ HKT.234

◎ HKT.235

◎ HKT.236

◎ HKT.237

◎ HKT.238

◎ HKT.239

◎ HKT.240

◎ HKT.241

◎ HKT.242

◎ HKT.243

◎ HKT.244

◎ HKT.245

◎ HKT.246

◎ HKT.247

◎ HKT.248

◎ HKT.249

◎ HKT.250

◎ HKT.251

◎ HKT.252

◎ HKT.253

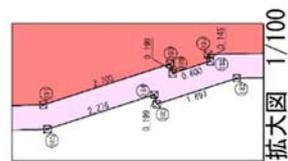
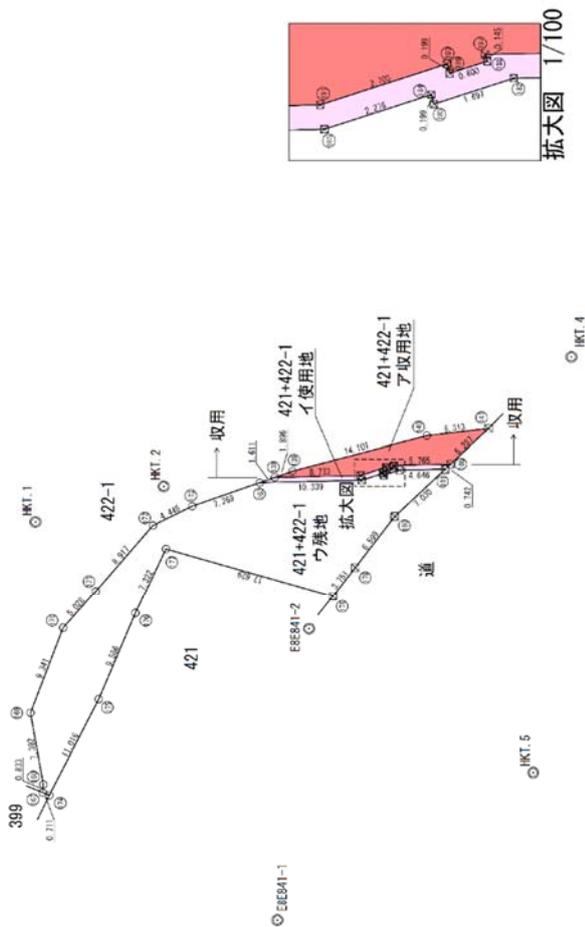
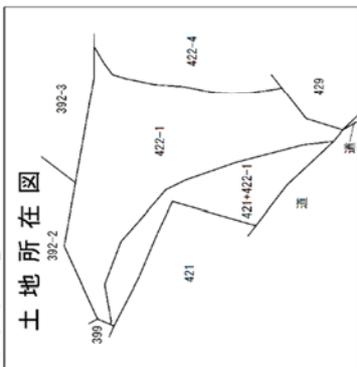
◎ HKT.254



収用・使用区域B

実測平面図2 縮尺1/500  
土地の所在 豊岡市上佐野字長尾谷  
地番 421番+422番1

【別添図面2】



基準点座標一覧表

測点名	X	座標	Y	座標
E8E841-1	-54378.936		42555.253	
E8E841-2	-54382.154		42585.154	
HKT.1	-54354.370		42596.173	
HKT.2	-54367.389		42599.812	
HKT.4	-54408.768		42613.026	
HKT.5	-54404.900		42570.455	

記号	種類
☒	プラスチック板
○	木杭
⊙	基準点

地番区分 421 + 422-1	取用地 了	求積表				備考
		測点 ①	Xn	Yn	$(X_{n+1} - X_n - 1) \cdot Y_n$	
イ	使用地	①	-54378.664	42600.734	-295734.295428	8.733
		②	-54387.395	42600.936	-481433.177736	2.703
		③	-54389.965	42601.774	-112127.869168	0.199
		④	-54390.027	42601.584	-35061.103632	0.800
		⑤	-54390.788	42601.832	-30502.911712	0.145
		⑥	-54390.743	42601.970	-243683.268400	5.765
		⑦	-54396.508	42602.074	-409618.941510	5.287
		⑧	-54400.358	42605.688	103105.789160	6.313
		⑨	-54394.088	42604.960	848051.728800	14.101
		⑩	-54380.453	42601.364	657083.438336	1.896
		倍面積	76.388710			
		地積	39.694355			
ウ	使用地	①	-54377.144	42600.198	-375605.945766	10.339
		②	-54387.481	42600.437	-532548.062937	2.276
		③	-54389.845	42601.144	-94830.146544	0.199
		④	-54389.707	42600.954	-71399.198904	1.697
		⑤	-54391.321	42601.480	-266685.264800	4.646
		⑥	-54395.967	42601.565	-222553.234576	5.765
		⑦	-54390.743	42601.970	243683.268400	0.145
		⑧	-54390.788	42601.832	30502.911712	0.800
		⑨	-54390.027	42601.584	35061.103632	0.199
		⑩	-54389.965	42601.774	112127.869168	2.703
		倍面積	481433.177736		8.733	
		地積	436700.124234		1.611	
		倍面積	18.752852			
		地積	9.376426			
ウ	使用地	①	-54377.144	42600.198	732467.804412	7.269
		②	-54370.287	42597.783	461845.163286	4.446
		③	-54366.302	42595.810	416800.000850	8.917
		④	-54360.502	42589.036	387815.761816	5.028
		⑤	-54357.196	42585.247	282042.908081	9.341
		⑥	-54353.879	42576.514	85749.099196	7.392
		⑦	-54355.182	42569.237	-53126.407776	0.833
		⑧	-54355.127	42568.405	-25498.474595	0.711
		⑨	-54360.808	42577.929	-241828.523806	11.016
		⑩	-54364.527	42586.765	-372386.567034	9.586
		倍面積	-290569.497595		7.322	
		地積	-853742.049468		17.629	
		倍面積	-818338.315725		3.751	
		地積	-267346.832946		6.599	
		倍面積	-388524.920766		7.030	
		地積	-20150.540245		4.646	
		倍面積	266685.264800		1.697	
		地積	71399.198904		0.199	
		倍面積	94830.146544		2.276	
		地積	532548.062937		10.339	
		倍面積	669.464170			
		地積	334.732085			
		合計	383.79 m <sup>2</sup>			

(世界測地系)

教育委員会公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
令和3年10月22日

契約担当者

兵庫県立姫路工業高等学校長 三輪 智 英

- 1 落札に係る業務件名及び数量  
大型LED表示システム一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地  
兵庫県立姫路工業高等学校 姫路市伊伝居600番地1
- 3 落札者を決定した日  
令和3年9月24日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社サンソフト 姫路市西庄字クボリ甲128番地
- 5 落札金額（税抜）  
33,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和3年8月13日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
令和3年10月22日

契約担当者

兵庫県立姫路工業高等学校長 三輪 智 英

- 1 落札に係る業務件名及び数量  
連続精留装置（設置工事等）他一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地  
兵庫県立姫路工業高等学校 姫路市伊伝居600番地1
- 3 落札者を決定した日  
令和3年9月30日
- 4 落札者の名称及び住所  
有限会社ミヤザキ理化 姫路市南条2-29
- 5 落札金額（税抜）  
56,036,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和3年9月3日

公安委員会規則

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和3年10月22日

兵庫県公安委員会

委員長 大内 ますみ

兵庫県公安委員会規則第12号

**兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則**

兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項第2号に次のように加える。

カ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づく児童の安全の確認若しくは一時保護の措置又は立入調査等のため使用中の車両

第2条の2第1号中「同条第4項第2号アからオまで」を「同条第4項第2号アからカまで」に改める。

第3条の2第3項ただし書中「申告する」の右に「ことにより申請することができる」を加え、同条第5項中「期間が7日未満」を「申請が第3項ただし書に規定する方法で行われたもの」に改める。

附 則

この規則は、令和3年11月1日から施行する。

**正 誤**

○令和3年8月27日付け（兵庫県公報第237号）

兵庫県告示第949号（昭和39年兵庫県告示第332号の11（かいに指定した出先機関）の一部改正）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
7	下から2	1中	2中